

自主防災組織規約【例】

組織の規約の例は、次のとおりである。

〇〇自主防災会規約

(名称及び会員)

第1条 この会は、〇〇自主防災会（以下「本会」という。）と称し、〇〇町内会会員で構成する。

(活動の拠点)

第2条 本会の活動拠点は、〇〇公民館に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の自助・共助の精神に基づく健全なコミュニティ活動を推進するとともに、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 健全なコミュニティ活動を維持するため、共助を推進すること。
- (2) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (3) 地震等に対する災害予防に資するための地域の危険箇所の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 地震等の発生時における「情報の伝達」「安否確認（無事・負傷など）」「被害状況の確認（全壊・半壊など）」「避難」及び「出火防止・初期消火」「救出・救護」「給食・給水」等応急対策に関すること。
- (6) 防災資器材等の整備に関すること。
- (7) 他組織との連携に関すること。
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 班 長 各班1名

【想定】 会長＝町内会長
副会長＝町内会副会長
班長＝町内会の「組」や「班」 ※既存のグループ分けを想定。
※適宜、町内会の事情に合わせての作成をお勧めします。

2 役員は、町内会の役員をもって充てる。

3 役員の任期は、町内会と同様に2年とする。ただし、再任することができる。

(役員 の 責 務)

第6条 会長は、本会を代表し、事業の実施にあたり全体の指揮・監督を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

3 班長は、班活動の指揮を行う。

(総会及び役員会)

第7条 総会は、町内会と同時に開催する。

- 2 役員会は、会長が招集する。
- 3 会長は、必要に応じ役員会に役員以外の者の出席を求めることができる。

(防災活動計画)

第8条 本会は、第4条に定める事業を実施するための「活動計画」を作成する。

- 2 防災活動計画策定にあたり、要配慮者名簿の作成も行うものとする。

(経費等)

第9条 本会の運営に要する経費は、町内会会費その他の収入をもって充てる。

(町への報告)

第10条 自主防災組織を結成した場合は、町へ届け出るものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

附 則

この規約は、平成〇年〇月〇日から実施する。